

各サークル主将、部長 殿

学生生活課長

10月15日以降のサークル活動について

本学においては、令和3年9月3日付け通知「令和3年度後期の授業開始について」のとおり、10月1日から10月14日まで遠隔授業の実施、10月15日以降は対面授業と遠隔授業の併用で実施することを予定しています。

皆さんの課外団体活動については、令和3年9月10日付けの「まん延防止等重点措置適用期間延長に伴うサークル活動の禁止について」にて10月14日まで禁止しています。

現時点で、新規感染者数が減少し、全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置も解除されたことから、サークル活動の禁止については、10月15日から制限付きで解除します。サークル・団体活動の具体的な制限については下記のとおりです。

皆さんが提出した「コロナ禍のサークル活動における行動計画」および「課外活動における感染リスクへの取り組み」に基づいて、感染対策をサークルメンバーに周知徹底し、感染者が発生することのないよう十分注意の上、活動願います。特に試合、合宿、行事、大会等においては必要書類を期日までに提出するようにしてください。県外の場合、地域によって感染状況が異なりますので、許可しない場合が十分あることを承知してください。

また、10月末日を目処に感染状況に鑑み、下記制限を見直すことを予定していますので、気を緩ませることなく感染対策を十分に行って活動してください。なお、団体での飲み会、打上げ等はこれまで同様に固く禁止します。

記

活動区分			活動制限	
屋内	団体	非対人	可(文化系サークル等) (大きな声を出す行為を伴う活動は不可) (サークルメンバー同士でも間隔2m以上。)	・活動時間は 1時間以内 ・体調不良者は活動不可 (自宅待機)
		対人	接触	
			非接触	
	個人	非対人	可	
		対人	接触	
			非接触	
屋外	団体	非対人	可(サークルメンバー同士でも間隔2m以上。)	・活動時間は 1時間以内 ・体調不良者は活動不可 (自宅待機)
		対人	接触	
			非接触	
	個人	非対人	可	
		対人	接触	
			非接触	

※屋内における文化系サークル等の活動については、不織布マスクを着用し対面授業の実施方法に準じて行うこと。